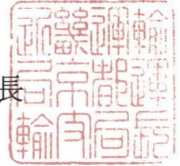




京運整第72号
平成29年6月1日

一般社団法人 京都府トラック協会 会長 殿

近畿運輸局京都運輸支局長



平成29年度自動車整備士等近畿運輸局京都運輸支局長
表彰候補者の推薦について（依頼）

標記について、別紙選考要領により表彰候補者を選定し、下記書類を添えて、
平成29年7月21日（金）までに推薦願います。

記

1. 候補者名簿（別紙様式3） 3部
2. 履歴書（別紙様式4） 3部（うち2部は写し可）
3. 無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
3部（うち2部は写し可）
4. その他参考となる資料 3部（うち2部は写し可）

（問い合わせ先）

京都運輸支局検査・整備・保安部門（担当：判治）

（Tel.075-681-9764）

自動車整備士京都運輸支局長表彰基準

- 対象事業 自動車整備に関する事業
自動車整備士の養成事業
- 対象 自動車整備士 (自動車整備技能検定規則第2条の資格を有する者)
整備主任者 (道路運送車両法施行規則第62条の2の2、第5号届出者)
自動車検査員 (道路運送車両法第94条の4第1項により選任された者)
整備管理者 (法第50条の規定により選任された者)
18.4.1整備管理者として選任されていること
整備管理者として委嘱を受けている者(従事者は振興会の推薦が必要)
整備教育指導員 (検定規則第6条の2及び第18条第1項第7号に規定する養成施設において、自動車整備又は整備教育指導者)
自動車整備に長年従事している者
- 基準日 4月1日現在
- 勤続年数 20年以上
(現在の職場に10年以上)
- 年齢 40歳以上
- 貢献している事業者 自動車整備優良事業者表彰内規により過去3年以内に近畿運輸局長表彰を受けた事業者
法94条の規定により認定された優良自動車整備事業者
法94条の2の規定により指定された指定自動車整備事業者
法94条の2に規定する指定自動車整備事業の指定を受けた協同組合又は協業組合の組合員である自動車分解整備事業者

旅客自動車運送事業者
貨物自動車運送事業
自家用自動車有償貸渡事業者
- 重大事故 旅客自動車運送事業者適用
貨物自動車運送事業適用
自家用自動車有償貸渡事業者適用
- 行政処分 過去3年以内に口頭注意を除く行政処分がないこと(文書警告、文書勧告については1年以内)
- 無事故無違反 過去3年以内

履 歴 書

本 籍	(都道府県名のみ記載)		
現 住 所			
民 名	印	生年 月日	大正・昭和 年 月 日生
最終学歴	昭和 年 月 日 卒・修		
	期 間	事 業 者 名	職 名
職 歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	通 算 年 数	年 月	
自動車整備士の資格	級	第 号	年 月 日
賞 罰			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者名 _____ 印